

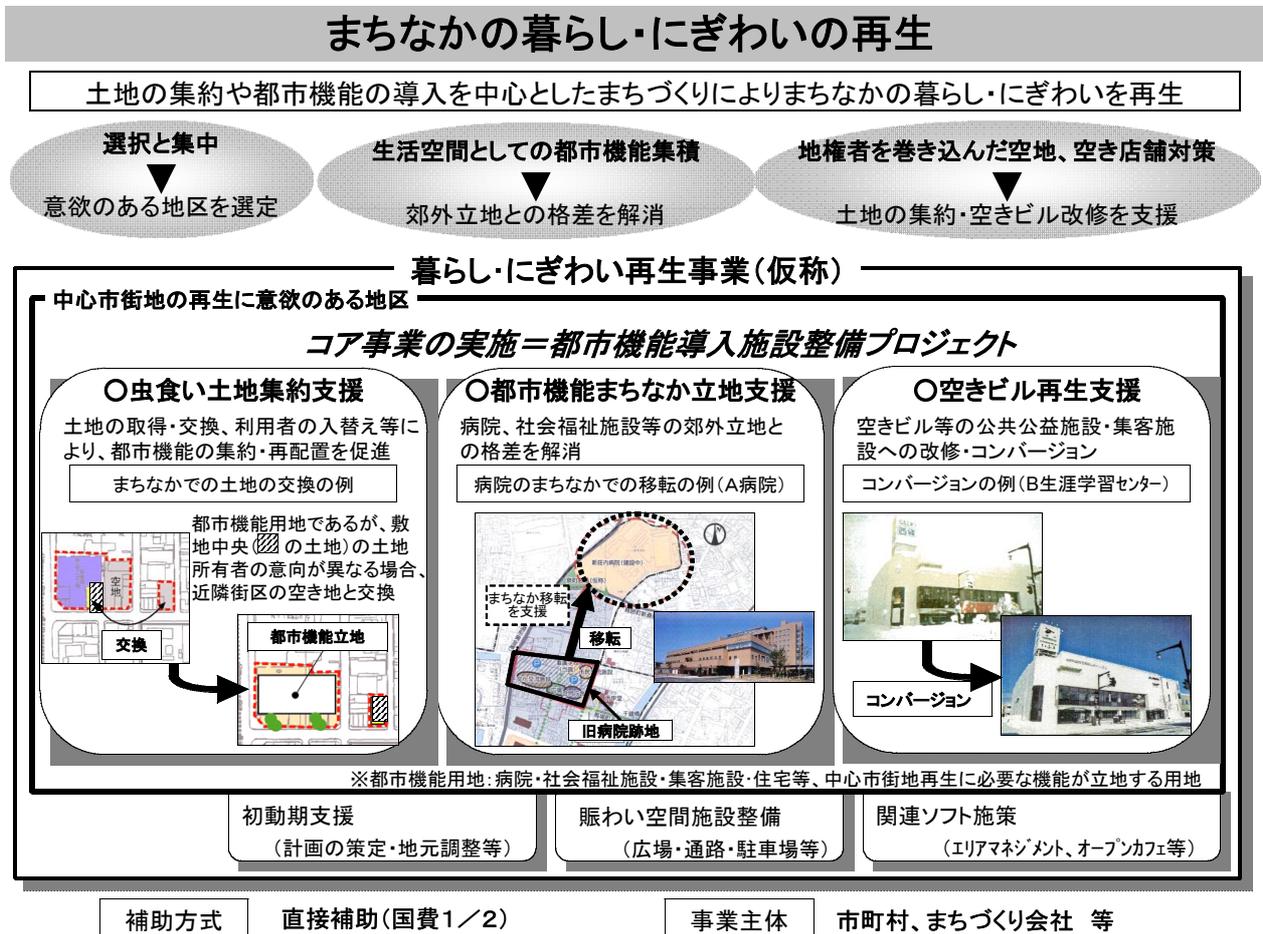
3. 街なか居住の推進等による中心市街地の再生

国費 3, 455億円

(1) 暮らし・にぎわい再生事業（仮称）等の創設

○暮らし・にぎわい再生事業（仮称）

中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区を選定し、虫食い土地の集約、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や関連ソフト施策に対して総合的に支援する事業を新たに創設する。

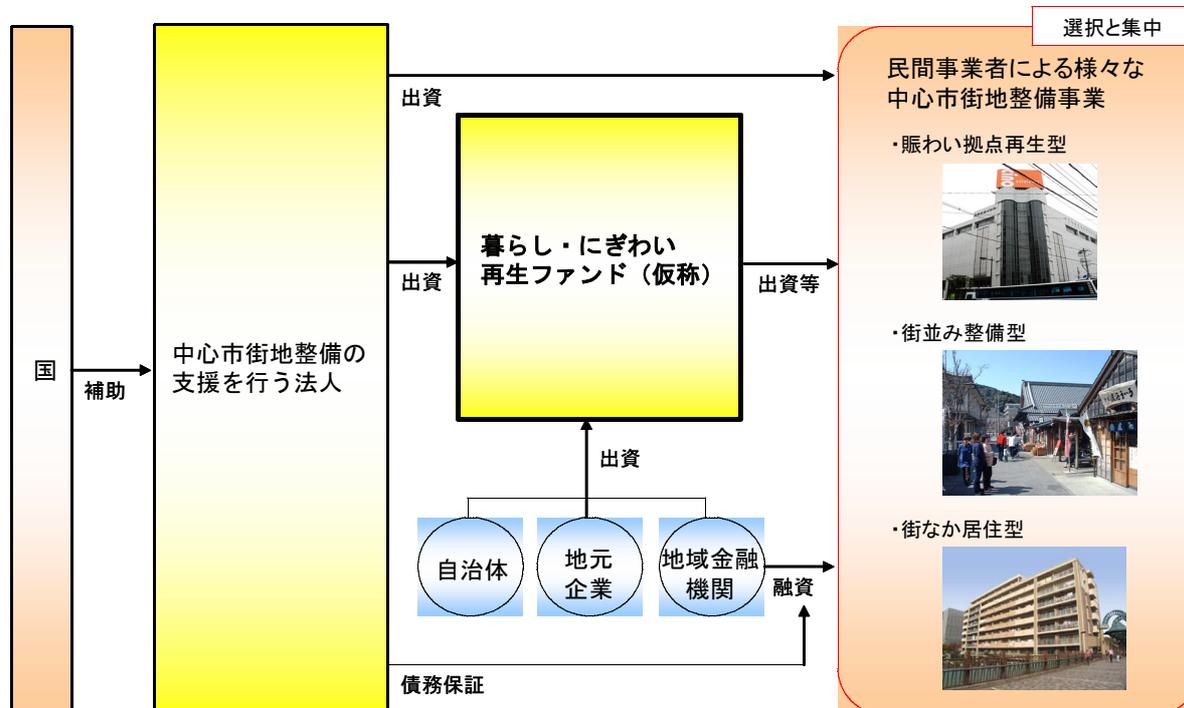


○暮らし・にぎわい再生ファンド事業（仮称）の創設

中心市街地の再生を図るため、商業施設、業務施設、住宅の整備など、幅広いまちづくり事業を行う民間事業者を機動的に支援する新たな枠組みを創設する。地元の企業・金融機関等の資金を地元のまちづくりに誘導し活用していくための仕組みづくりを行いつつ、支援の対象を中心市街地の再生に資する事業に限ることにより、当該中心市街地再生を強力に推進する。

暮らし・にぎわい再生ファンド事業（仮称）のスキーム

商業施設、業務施設、住宅の整備など、幅広いまちづくり事業を行う民間事業者を機動的に支援することにより、まちなかの暮らし・にぎわいを再生



(2) 都市再生機構に対するまちなか再生・まちなか居住推進型 (仮称) 出資金制度の創設

中心市街地の再生を推進するため、地方公共団体の要請に基づき低未利用地を取得するとともに、当該用地を核としてコーディネート、敷地整備、建物共同化等を進めることとし、このための用地取得等に対し出資金を充当する制度を創設する。

(3) その他

①街なか居住再生ファンドによる街なか居住の推進

民間の多様な住宅供給事業を支援するため、街なか居住再生ファンドを増額する。

②民間再開発促進基金の拡充

民間の住宅供給に資する事業を支援するため、民間再開発促進基金による債務保証の対象に、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業等の建設資金にかかる借入れを追加する。

③日本政策投資銀行による融資制度の拡充

中心市街地の再生を推進するため、まちなかに立地する建築物の整備を日本政策投資銀行の融資対象に追加する。

④市街地再開発事業への民間参画の促進

市街地再開発事業に参画する特定の民間事業者等に対する弾力的補助制度を創設する。